平成３０年度第１回徳島市入札監視委員会　議事録

開催日時	平成３０年５月２２日（火）　午前９時３０分～午前１１時４５分
開催場所	徳島市役所６階　工事入札控室
出席者	委員会　長地委員長、鈴木委員、成行委員、竹村委員 徳島市　土木政策課長 水道局参事兼工事検査監 病院局総務管理課長補佐　他関係各課・事務局職員
審議案件	一般競争入札（総合評価方式含む）　５件 指名競争入札　５件 随意契約　１件 合計　１１件

議事概要

委　員　会	徳　島　市
入札・契約手続の運用状況等について 土木政策課、水道局、病院局が契約件数、落札率等を説明。 ◇質疑なし	
審議１＜一般競争入札＞徳島市民病院院内保育施設工事 （病院局総務管理課）	
◇７番の業者の失格は低入札ですか。	◆最低制限価格を下回っているための失格です。
◇保育施設は職員の看護師用ですか。	◆職員用です。看護師、医師、医療職、事務職を含みます。
◇定員はいくらですか。	◆定員は２０名です。
◇保育士の不足が問題になっていますが大丈夫ですか。	◆運営業者の方で確保できています。
◇いつオープンですか。	◆４月１日からオープンしています。
◇建物を建てるのですか。改装ですか。	◆人間ドックの病棟を改装して院内保育所として利用しています。
◇審査結果の見方がよくわからないのですが。	◆審査結果表の「最終数値」につきましては、県に業者登録した際に技術者、経営状況、従業員数等を点数化したもので、ランクと連動しています。また、「完成工事高」も３か年の平均工事高であり、今回の工事の参加資格に直接関係するのではありません。公告文に書いている入札参加資格が揃っていれば「○」となります。
◇保育料は公立と一緒なのですか。	◆他病院等を参考に３万円に定めています。
◇保育料は病院会計に入るわけですか。	◆はい、入ってきます。運営業者には歳出として別に支払っています。

<table>
<tr><td colspan="2">審議２＜随意契約＞東部環境事業所し尿処理施設補修工事
（東部環境事業所施設課）</td></tr>
<tr><td>◇この工事は特殊な工事ですか。</td><td>◆建設業法における清掃施設工事業の許可がいる特殊な工事に該当します。内容は機械のオーバーホールや更新等、機械のメンテナンスの工事です。</td></tr>
<tr><td>◇機械自体はどこのメーカーですか。</td><td>◆セキスイエンバイロメントですが、今はもうありません。セキスイのメンテナンス部門が清流メンテナンスとして引き継いでいます。国のガイドラインでは清掃施設工事の扱いなので、清掃施設工事の中から業者の抽出になります。</td></tr>
<tr><td>◇メーカーのメンテナンスの流れで寡占している状態ですね。</td><td>◆設置したメーカーに技術やノウハウがあり、他が入りにくいと思われます。１０者程度参加可能な業者はいますが、参加するのは清流メンテナンスのみの状況です。</td></tr>
<tr><td>◇施設はいつぐらいまで持ちますか。</td><td>◆耐用年数は過ぎています。更新の話は進めています。
　平成１４年から補修工事をしていますが、最初は２、３者の参加がありましたが、平成２０年以降は清流メンテナンスだけです。</td></tr>
<tr><td colspan="2">審議３＜指名競争入札＞食肉センター井戸ポンプ改修工事
（農林水産課）</td></tr>
<tr><td>◇辞退がこれだけある理由は何でしょうか。</td><td>◆従来から辞退理由は確認していませんので推測になりますが、担当課にも難しい工事ではないと確認しています。発注時期が９月なのですが、この時期は他部署の応札の状況も悪く、業者の手持ち工事の関係が考えられます。つまり、時期的なもの、技術的なものが重複し、参入意欲もなかったことでこういう結果になったと推測されます。</td></tr>
<tr><td>◇施設の運営をしながらだと工事が難しいのですか。</td><td>◆施設内の工事をする場合、場内の通常業務を止めるわけにはいきませんので、工事の段取りや工期について配慮を要すると聞いています。今回の工事は場内ではないので、そのまま当てはまるかわかりませんが、そういう状況があると聞いています。
　また、今回の結果を踏まえまして過去５年間の食肉センターの工事の結果を調べたのですが、辞退が多いというのはほとんどありません。今回はさきほどの原因があるのではと考えられます。金額も小さくて業者にとっても魅力がなかったのかもしれません。</td></tr>
<tr><td>◇どれくらいの頻度で改修していますか。</td><td>◆ポンプは過去に改修していません。</td></tr>
<tr><td>◇掘っている井戸にポンプを入れているのですか。</td><td>◆そうです。引き上げて改修します。</td></tr>
<tr><td>◇水質は問題ないのですか。濁ったりしませんか。</td><td>◆水質は問題ありません。水質検査は毎月食肉センタ</td></tr>
</table>

	ーが行っています。
審議４＜指名競争入札＞八万南小学校外２校空調設備整備工事設計業務 （教育委員会総務課）	
◇市内の小学校３校ずつ分けて発注するのですか。	◆この業務は、市内に３０校ある小学校を去年３校ずつグループにして、全部で１０件の業務を発注しています。
◇それぞれの地区の業者を指名しているのですか。	◆地区ごとではなく、市内の建築コンサルタント業務のうち設備設計の業者を指名しています。
◇空調のセンターを設けて管を通す集中管理方式ですか、あるいは各教室に空調機をつけるのですか。	◆各教室で個別管理もできますが、職員室において集中コントロールで管理もできます。
◇今エアコンを使っているのですか。	◆小学校はこの設計に基づいて今月工事の入札をします。中学校は昨年度に工事をしておりまして６月くらいからエアコンを使用します。
◇施工について落札業者が監理業務をするのですか。	◆別に工事監理業務を発注することになります。
◇この業者に随契するのですか。	◆入札になります。設計業者と監理業者が分かれる場合もあります。
◇これで市内全部できたわけですか。	◆小学校の工事は今年度と来年度の２か年になります。
◇実際には電気代がかかるからエアコンを運転していないと聞きましたが。	◆中学校は６月から運転する予定です。
◇５月中は暑くても運転しないのですか。	◆教室の温度を基準にします。３０℃が目安です。
◇予算の関係でそうするのですか。	◆本市のエコオフィスプランにある冷房の設定温度２８℃を参考にしています。
◇空調設備がある学校とない学校があったのですか。	◆職員室とか一部にはありましたが、基本的には普通教室には空調がありませんでした。これまでに中学校と幼稚園を整備しました。
◇電力について屋上に太陽光パネルをしているところもありますが、エネルギー源として何か考えているのですか。	◆計画をするときのトータルコストを判断した上で、普通の電力を使用します。
審議５＜一般競争入札＞重要文化財三河家住宅保存修理計画策定業務 （社会教育課）	
◇結局この技術職員の資格を持った人がいないとこの工事はできないということですね。また、この公益財団法人は文部科学省の外郭団体になるのですか。	◆国が指定している重要文化財の建造物の設備工事・設備設計については主任技術者の配置をしてほしいということになっております。公益財団について、元々設立については重要文化財の建造物の修理にあたる団体で、国の方が設立に関与している団体になります。

◇徳島にはこの資格を持った人はいないわけですよね。	◆徳島にはおりません。技術者については全国に１３０人ぐらいおり、そのうち８０人がこの協会に所属しています。残りの５０人が他の団体に所属しています。
◇まだ建物は一般公開していないのですか。	◆そうです。
◇一般公開に向けてということですか。	◆そうです。昭和初期のＲＣの建物で９０年近くたっており、損傷が激しく修理をしないと一般公開はできないので、修理後一般公開を予定しています。
◇岩屋がありますが、あれは何ですか。	◆鉄筋コンクリートで作られており、中は空洞で、実際のところはよくわかっていません。あの住宅を建てられた三河義行が岩屋のような山状のものを作りました。西洋風の建築で海外に目を向けると、西洋住宅の一角にこのような山や洞窟を意識するようなものを配する場合もあると聞いています。時代を表しているのかもしれませんし、三河義行の趣味の世界でああいったものを作ったのかもしれません。
◇元々のオリジナルの設計も外国の方がなさったのですか。	◆設計は徳島出身の建築士で木内豊次郎という人物がおりましたが、ドイツに留学していたときに三河義行と交流を持ったといわれておりまして、日本に帰ってから、設計を木内豊次郎に依頼したという経緯があるようです。
◇当時のドイツ風の建物なのですか。	◆基本はドイツ風の建物なのですが、それだけでは理解できないような建築意匠があらゆるところにありまして、当時のヨーロッパの建築を三河義行や木内豊次郎が見て帰ってきていると思います。そのデザインの部分的なところを好みで取り入れているというところではあると思います。
◇そういうところが重要文化財にふさわしいというところなのですか。	◆アメリカとかイギリスの洋風建築は神戸や横浜等日本国内に多数存在しますが、ドイツ建築の様式はそんなに数多くありません。また、昭和初期の建物でありながら、鉄筋コンクリートで作られたものは徳島県内でも最初期のものであり、しかも個人住宅であるということが国の方で評価されまして、重要文化財となっています。
◇メンテナンス費用については文化庁から予算が下りてくるのですか。	◆修理工事費の５０％につきましては国の方からの補助が下ります。
◇今回の設計の策定業務についても５０％の補助事業なのですか。	◆この基本設計につきましては、補助事業に入る前ですので、対象とはなりません。
◇市の単独事業ですか。	◆はい。

◇協会に所属している８０人の技術者はいろんな企業に所属している技術者が、協会に登録しているのですか。	◆いいえ、公益財団の職員です。
◇そういうスペシャリスト集団を採用しているのですか。	◆元々は大学で建築を学んだ人を採用し、１０年～１５年実務経験を積んだ上で、主任技術者として承認されることになっております。
◇これは企業なのですね。	◆そうです。
◇今回参加予定業者が１者だけということですが、２番目の審議案件「東部環境事業所し尿処理施設補修工事」については、入札を中止し随意契約となっています。一般競争入札と随意契約になる場合の違いについて、教えてください。	◆２番目の案件については、１者ではあるのですが１０者程度参加できる可能性があったので、いきなり随意契約とはいきませんので、公告文に「参加業者が１者の場合は中止する」と入れ、そのとおり１者のみの参加だったため、随意契約のルールの過去５年間の平均落札率以下で契約しました。しかしながらこの案件は参加可能業者が何者いるのかわかりませんでしたので、そういう場合は一般競争入札になり、競争性があるということで、落札決定したということです。
◇公告する段階である程度目途がついているのですか。	◆そうですね。これはいきなり随意契約ができる案件ではなく入札をかけますが、例年１者しか来ない場合は公告で明記しています。
◇１３０人のうち５０人は他のコンサル会社等に所属しているということですが、そこが入札してくる可能性があると読まれたわけですか。	◆来ないとまでは断言できませんので、１者しかいないとは判断できませんでした。以後、このような案件が例年あれば、今後は随意契約となるかもしれませんが、毎年出る案件ではありませんので、今回のものは中止せずにこのような結果になりました。
審議６＜指名競争入札＞阿波史跡公園施設更新工事（H29） （公園緑地課）	
◇工事は紙の入札だったのですか。	◆電子入札です。
◇金額関係なく全部電子入札なのですか。	◆土木政策課が行っている５０万円以上の業務委託と１３０万円以上の公共工事については、電子入札になります。
◇欠席と辞退はどう違うのですか。	◆電子入札上で、辞退ボタンを押すと辞退、何も操作しないで開札時刻になると欠席になります。扱いについては全く同じです。県の電子入札の仕様がこのようになっています。
◇同じ部屋で顔を合わせて行うのですか。	◆会社のパソコンに登録しているカードをセットし、電子入札の画面を開ければ参加可能な工事が表示されます。そこから入札もできるし辞退もできます。操作しなければ欠席となります。
◇積極的な意思表示をしたかしないかという違いですか。	◆そういうことです。興味のある案件は積極的に見ますが、忙しいときは画面も見ない場合もあると聞い

	ています。
◇会社に㈱や㈲がついていないのは、個人事業主ですか。	◆そうです。会社組織ではなく屋号を使っています。今回の指名の対象となった地区は、ランクがＣかＤがほとんどで、個人経営の業者が多いという状況にあります。
◇だから半分が個人事業主になってしまうのですね。	◆この地区は広範囲に広がっていまして、地域的に距離が離れると、地元か地元でないかという意識もあり、積極的に参加する事案とそうでない事案があるのかもしれません。
◇地域的に離れた入札には参加しないということですか。	◆そこまでは確認はしていませんが、地域的な意識の違いがあると思います。辞退した業者は、工事場所から離れた地区が多いです。地域的に広いことも意欲の差につながっていると思います。
◇５者が入札している中で落札率が高いと思われるのですが。	◆今回あまり差がありません。全体的に９７から９９％で入札しています。工事の性格的なもので、既存の施設を撤去して、その上にプラスチック擬木橋を据え付けるという工事です。直接工事費のウエイトが高く、その部分やその他の人件費の引き下げる要素がなかったのではと考えられます。内訳明細書の直接工事費も皆同じようになっています。 　直接工事費は、既製品ということで、阿波史跡公園は４２．５ヘクタールと広い中で、その中の史跡の森ゾーンの遊歩道に橋が架かっています。非常に湿気が多いということで、プラスチック擬木でかつ滑りにくい商品で橋を作ってほしいという仕様にしたため、製品が限られてしまったのではないかと考えられます。
◇弥生時代の棟がある上の方の道路のところですか。	◆古代の邑ゾーンからの遊歩道にあります。
審議７＜総合評価方式一般競争入札＞丈六団地汚水処理場機械設備改築工事 （下水道事務所　建設課）	
◇非常に特殊な工事なので参加業者が少ないのですか	◆徳島市には３つの大きな団地型の下水道施設がありまして、丈六以外にしらさぎ台と竜王団地がありますけれども、その中で丈六団地が初めて大がかりな改築工事をすることになります。丈六団地は民間開発されましたが、ある時期から施設を市の方で引き取って運営しています。従来は集合型浄化槽という位置づけだったのですが、改築するにあたって、国費を投じていくらかでも事業計画に則ったものにする必要がありました。数年前に特定環境保全公共下水道といいまして、主に調整区域における下水道事業の位置づけを変えたことにより、国の交付金を充てた改築工事が可能となりました。今回、それに則って大がかりな改築という形で行っております。この施設は１，８００人ぐらいの汚水処理能力

	があるのですが、これを継続したまま新しいものに置き換えるということで、一時的に隣に仮の施設を設け汚水処理機能を持たせ、今ある機械を撤去して新たな機械に置き換えるということです。連続した運転が必要だということで、特殊な工事だと思います。
◇機器は落札した事業者のものなのですか。	◆機器類だけでなく、配管であったり、空気を送り込む曝気装置であったり、汚泥を掻き出す装置だとか複数の装置が複雑に入っております。それを一連で取り扱える業者を選定するということで、主たる業者については、県外の大手で水処理施設工事ができる業者、市内業者はノウハウを蓄積してほしいということで、共同企業体で発注を行いました。
◇実際の工事は下請業者を使うのですか。市内業者は設計が主の会社だと思うのですが。	◆市内業者は本市でもいくつかの場所で工事をしていますし、下水道の実績はあります。施工については所々下請け業者を使用し施工をしています。
◇施工体系図に下請業者が出てこないのはなぜですか。	◆昨年度に入札を実施していますが、今年度に繰越して工事は継続しています。今までは機械の製作にあてており、先週から現場に入るようになったため、書類の作成時点では下請け業者がありませんでした。今後下請け業者が決定しだい、随時施工体系図が更新されます。
◇施工体系図は提出されてくるのですか。	◆そうです。
◇他の企業体については参加申請を行ったが、辞退したわけですよね。	◆そうですね。
◇どの段階で辞退されたか教えてください。	◆参加申請はありましたが、入札の札を入れずに辞退をしました。
◇確認書類は提出されていて、その後で辞退したのですか。	◆共同企業体の申請書も出ていましたが、入札前に辞退した状況です。
◇他に参加申請したところがあるかどうかは知らされないのですか。	◆参加申請した時点で、ここに名前が挙がってきますが、入札をする時点で辞退したということです。
審議８＜一般競争入札＞　住吉歩道橋改良工事 （道路建設課）	
◇親会社子会社の関係にある業者が入札に参加していると思います。親会社が辞退しているので問題はないと思いますが、そういう場合は排除理由に該当するのですか。	◆資本関係については、他の市町村や県単位では設定しているところがありますが、本市はそのようなルールがありません。確認する手段については、国や県とは異なり個人事業主と契約することもあるため、自己申告以外の手段で確認することが困難ということで、排除の理由とはしておりません。
◇規制するつもりはないわけですね。	◆他県では親会社や子会社が同一入札することによ

	り、価格操作につながることは承知していますが、そういったことを把握していないため、競争が阻害されている状況ではないと判断しています。今後の検討課題でありますが、なかなか資本関係を第三者的な視点から判断することは技術的に困難であると思います。県は制限を設けていませんが、国の方は制限を設ける動向もあるようですので、今後の検討課題にはなります。
◇予定価格から８３，０００円引いただけという意欲のない業者が入札したがために、最低制限価格がつり上げられて、そこさえなければ失格にならなかった業者もあります。打ち合わせたらやろうと思ったらできる話ではありませんか。	◆問題としては認識しております。今回は鋼構造ということで、対象が６者で、３者入札して１者辞退となっております。そもそも参加可能業者が少なかったために、このような結果になったのではないかと思います。
◇鋼構造物は鉄骨を扱っているところは技術があるのですか。	◆そうですね。ただ、建設業許可を取っており、製造と据付け工事ができることとなってきますので、入札参加者数が限られてくるのではないかと思います。
◇橋梁防止装置工とはどういうことですか。	◆橋梁防止ではなく落橋防止のことです。
審議９＜一般競争入札＞徳島市川内町加賀須野配水管布設替工事（水道局）	
◇同価の入札をした者が２者ございますが、落札者を決定した方法を説明してください。	◆徳島市水道局建設工事等郵便入札試行要領第８条の規定により、落札となるべき同価の入札をした者が２者以上ございましたので、翌営業日にくじにより落札者を決定いたしました。
◇順番はどのように決めるのですか。	◆じゃんけんにより順番くじを引く順を決定し、順番くじに記載された番号順に本くじを引きます。
◇くじは「当たり」か「はずれ」ですか	◆そうです。
◇くじは結構行われますか。	◆滅多にないです。
◇１７者がすべて入札していて、落札業者の落札率が９４．５２％というのが、他工事と比較すると高いように感じますが、この工事は価格を押さえにくいタイプの工事なのですか。	◆特別な工事ではなく、局としては、通常通り積算すればこのぐらいの値段になるのではないかと考えております。
◇管材は各業者が製作して施工するのですか。それとも市が指定するのですか。	◆当該工事は、φ１５０となっておりますので、局からの支給材料になります。
◇各業者の金額が僅差ですが、裁量があまり効かない工事な	◆材料で積算金額が上下することは考えにくいので、

のですか。	そういうことだと思います。
◇材料等の受け渡しは、水道局が管理する倉庫等に取りに来るのですか。	◆原則として、支給材料に関しては、局が一括で発注して、材料受注業者から請負業者が設定した資材置き場へ搬送されます。また、在庫がある材料については、局の倉庫に取りに来てもらいます。
◇この工事に関しては、在庫がなく直接搬送してもらったのですか。	◆調査しないとわかりませんが、在庫材料も含まれていると思います。しかし、大部分は直接資材置き場へ搬送されております。
◇入札金額には材料費は入らないですか。	◆支給材料についてはそのとおりです。
◇内訳明細書に記載されている金額の多くは人件費ですか。	◆人件費及び埋め戻し材料等になります。また給水管切替工に係る材料については、各業者負担になります。
◇そうすると、各業者で積算金額の工夫の余地がありそうな工事内容に思いますが、それでも１７者全者が９５％超えの入札になっていますね。理由等はわかりますか。	◆業者が見積もっていますので、詳細についてはわかりかねます。
◇埋め戻しすると舗装すると思いますが、内訳明細書ではその費用はどれに該当しますか。	◆路面復旧工になります。
◇アルファルト材料等も含めて、この記載金額ですか。	◆そうです。
審議１０＜指名競争入札＞徳島市論田町小論田配水管布設替工事 （水道局）	
◇失格になった業者は、最低制限価格を下回ったのですか。	◆入札時に内訳明細書の提出がなかったためです。
◇そういうことはよくあるのですか。	◆滅多にないです。失格業者は忘れたと言っておりました。
◇忘れていなければ、入札金額が一番安価ですので、当該業者が落札したということですか。	◆そうです。
◇内訳明細書の手書き作成が多いですが、フォーマットは支給しているのですか。	◆そうです。
◇パソコン等を使わず、手書き作成するのですか。	◆業者によりますが、そういう業者もいます。

◇落札業者の下請に、同入札に参加した業者がいますね。	◆そうです。
◇警備員を何人以上配置すること等は、市から指示するのですか。	◆特記仕様書に何人必要と記載しています。
◇その報告はどのように行うのですか。	◆１か月に１度、警備会社の確認印が押印された報告書を提出してもらい、竣工時に精算します。
審議１１＜指名競争入札＞第４水源底面取水部更生工事（３号井） （水道局）	
◇指名競争入札で２業者はとても少ないように感じますが、理由をご説明ください。	◆当局に登録されている「さく井工事業者」が２業者であるためです。
◇水面の下の工事ということですか。	◆井戸内の栗石を取り除いて、新たな栗石を敷く工事です。潜水夫が潜り作業を行います。
◇潜水夫が潜り、上から下ろしたかご等に栗石を乗せて引き上げたりするのですか。	◆そうです。開口部の形状に合わせて、かご網を作製し、潜水夫は、手作業でそのかご網に栗石を乗せて、開口部でウィンチにより引き上げる工法です。
◇かごの製作費も工事費に含まれていますか。	◆そうです。直接工事費内の井内作業に含まれております。
◇新しい栗石も請負業者が調達するのですか。	◆そうです。
◇その費用も直接工事費に含まれているのですか。	◆はい、直接工事費内の材料費です。
◇栗石の大きさに指定はございますか。	◆以前敷かれていたのが、１０ｃｍ程度でしたが、新しく投入したのは、最大６ｃｍ程度です。これは日本水道協会の適合品になります。
◇撤去した栗石は、水道局が管理するのですか。	◆産業廃棄物には該当しませんので、請負業者が処分しますが、当然監視義務はございますので、設計は、近隣の中間処理施設で積算しております。
◇下請は全て県外業者ですか。	◆土木工事一式については県内ですが、それ以外は県外業者になります。
◇実質、潜水が一番の要素になりますか。	◆そうです。井戸内部の構造を把握していること及び潜水夫が、人力で１５㎥程度の栗石撤去を必要としましたので、高度な技術が必要になります。

	また、今回更生工事を行った理由が、取水不良の可能性があり、栗石間に砂が混入しておりましたので、栗石と同様に砂の撤去も必要となりました。
◇砂では、先ほどのかご網では漏れると思いますが、別の工法ですか	◆水中ポンプを井戸内に投入し、揚水力で水と一緒に排出する工法です。開口部では砂だけを濾して撤去しました。
◇工事内容に「濁りが舞い上がらないように」とありましたが、実際はどうでしたか。	◆作業中は、砂の汚れや潜水夫の挙動で濁りが発生しましたが、その都度作業を中断し、水中ポンプの揚出で濁りを解消し、作業を再開することを繰り返し行いました。
◇それは一般家庭に配水することに影響はないですか。	◆はい。工事期間中は当該井戸の取水は中止しておりますので、影響は出ないです。
◇井戸は何本あるのですか。	◆第４水源については全部で８本ございます。
指名停止等の運用状況について	
	1 対象期間(H29.10.1～H30.3.31)の指名停止について （土木政策課） ◆８業者に対し、指名停止措置を行いました。 （水道局） ◆６業者に対し、指名停止措置を行いました。
◇詐欺の案件はどういう案件だったのですか。	◆東日本大震災での除染事業におきまして、使用人２名が、福島県田村市発注の除染事業において改ざんした領収書等を同市に提出し、宿泊費をだまし取ったとして、平成２９年９月２８日、東京地方検察庁より、詐欺罪で起訴されたため、徳島市建設業者指名停止等措置要綱別表第１０号の規定により指名停止したものです。
◇言葉として使用人というのはどういう定義なのですか。	◆代表者、役員以外の者ということになります。指名停止の要綱の中で、代表者がしたものと使用人がしたもので分かれております。従業員イコール使用人ということで考えております。贈賄等の指名停止の場合、代表役員と一般役員と使用人と分けて考えることとなっております。
◇職位によって重さが違うのですか。	◆適用する月数が異なる可能性はあります。

談合情報への対応状況について	
	1 対象期間(H29.10.1～H30.3.31) の談合情報について （土木政策課） ◆談合情報はありませんでした。 （水道局） ◆談合情報はありませんでした。